

議案第 89 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年12月19日

三朝町長 吉田秀光

平成9年12月24日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項中「退職」を「離職」に改める。

第9条第3項中「配偶者がいない場合にあっては、」を「扶養親族でない配偶者がいる場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあっては」に改め、同条第4項中「3,000円」を「4,000円」に改める。

第10条第3項中「職員で」の次に「扶養親族たる」を加え、「職員が配偶者のない職員となった」を「職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」に改める。

第17条第1項中「3,600円」を「3,800円」に、「5,400円」を「5,700円」に改める。

第19条第1項中「この条」の次に「から第19条の3まで」を、「定める日」の次に「（次条及び第19条の3においてこの日を「支給日」という。）」を、「退職し」の次に「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を加え、同条第2項中「100分の50」を「100分の55」に、「得た額

に」を「得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあっては、3月に支給する場合には100分の55、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額）に」に改め、同条第3項中「退職し」の次に「、若しくは失職し」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

（期末手当の支給制限）

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差し止め）

第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差

止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第20条第1項中「退職し」の次に「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を加え、同条第2項中「退職し」の次に「、若しくは失職し」を、「100分の60」の次に「(特定幹部職員にあっては、100分の80)」を加え、同条第4項中「前条第4項」を「第19条第4項」に、「次条第3項」を「第20条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤務手当の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

第24条第6項中「退職し」の次に「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を加え、同条に次の1項を加える。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは、「第24条第6項」と読み替えるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級 号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1			187,000	221,400	239,300	260,000	279,800	301,500
2	136,300	173,000	194,000	229,700	248,400	269,200	289,200	311,700
3	140,700	179,800	201,100	238,200	257,500	278,400	298,900	322,000
4	145,300	187,000	208,300	247,200	266,300	287,600	308,800	332,600
5	150,500	192,800	216,200	256,300	275,000	296,800	318,700	343,200
6	156,400	198,100	224,200	265,000	283,700	306,300	328,800	353,800
7	162,500	203,300	232,100	273,500	292,400	315,800	338,900	363,900
8	168,800	208,500	239,600	282,000	301,100	325,400	348,900	373,700
9	173,400	213,400	246,200	290,300	309,700	335,000	358,600	383,500
10	177,000	217,900	252,700	298,500	318,200	344,500	368,100	393,200
11	180,000	222,300	259,100	306,400	326,500	354,100	377,500	402,900
12	182,700	226,700	264,900	313,900	334,200	363,600	386,600	412,600
13	185,400	231,000	270,500	321,200	341,900	372,900	395,400	421,800
14	187,600	234,400	275,700	328,300	349,300	382,000	402,600	430,600
15	189,700	237,500	280,900	334,700	355,200	389,800	408,800	437,100
16	191,300	240,600	285,600	340,500	360,300	395,800	414,400	443,400
17		243,700	289,800	344,600	364,800	401,600	419,200	447,600
18		246,600	293,500	348,200	368,500	405,600	423,200	451,800
19		248,600	296,900	351,800	371,900	409,500	427,100	455,900
20			299,400	354,300	375,100	413,200	431,000	459,800
21			301,600	356,800	377,900	416,900	434,900	463,600
22			303,800	359,300	380,700	420,600	438,600	
23			306,000	361,900	383,500	424,300		
24			308,200	364,500	386,300	427,900		
25			310,400	366,900	389,100			
26			312,500	369,300	391,900			
27			314,600	371,700				
28			316,700	374,100				
29			318,800					
30			320,900					
31			323,000					
32			325,100					

附 則

<p>附 則 (施行期日等)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定、第19条第2項の改正規定（「100分の50」を「100分の55」に改める部分を除く。）及び第20条第2項の改正規定（「退職し」の次に「、若しくは失職し」を加える部分を除く。）は、平成10年1月1日から施行する。</p> <p>2 この条例（前項ただし書きに掲げる改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。</p>	
<p>(最高号給等の切り換え等)</p> <p>3 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。</p>	
<p>(切替期間における異動者の号給等)</p> <p>4 切替日からこの条例の施行の日（附則第7項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があった職員のうち、別に定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日（次項において「異動日」という。）における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、別に定めるところによる。</p>	
<p>(切替日前の異動者の号給等の調整)</p> <p>5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	
<p>(職員が受けていた号給等の基礎)</p>	

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく任命権者が定める規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成10年3月31日の間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の給又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(特別職の職員等の期末手当に関する特別措置)

- 10 平成10年3月に支給する期末手当に関する三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第5号)第4条、三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年三朝町条例第19号)第5条、三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和44年三朝町条例第35号)第2条第3項及び三朝町営国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成6年三朝町条例第23号)第4条の規定の適用については、これらの規定によりその例によることとされている改正後の条例第19条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。